

第 1 問 答 案 用 紙

(企 業 法)

(注) 解答は、この答案用紙 1 枚で行うこと。

問 1	<p>1 甲会社成立時における現物出資の価額は、定款に記載された価額に著しく不足している。このような場合、発起人及び設立時取締役は、その不足額を支払う義務を負う（不足額填補責任。52条1項）。ただし、検査役の調査を経ているとき、または、職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したとき（発起設立の場合のみ。募集設立の場合は無過失責任・103条1項）は、現物出資者・財産引受けの譲渡人以外の発起人と設立時取締役は、支払義務を免れる（52条2項1号・2号）。また、証明者も同様の支払義務を負うが、当該証明をするについて注意を怠らなかったことを証明したときは、支払義務を免れる（53条3項）。</p> <p>2 以上から、現物出資者である発起人Aは、責任を免れることができず（無過失責任。52条2項かっこ書）常に支払義務を負う。</p> <p>つぎに、公認会計士Bは、証明をするについて注意を怠らなかったことを証明すれば、支払義務を免れる（過失責任。53条3項）。</p> <p>最後に、本問の設立方法は募集設立（103条1項）であり、検査役の調査（52条2項1号）も経ていないから、設立時取締役Cは、責任を免れることができず（無過失責任。52条2項）常に支払義務を負う。</p> <p>なお、以上のA・B・Cの支払義務は、連帯責任である（53条3項）。</p>
問 2	<p>1 甲会社の成立前において甲会社の事業のために本件機械設備を甲会社の成立後に譲り受ける旨の発起人AとXの売買契約は、甲会社の成立を条件に財産を取得する契約であるから、財産引受け（28条2号）である。そして、財産引受けは、定款に記載しない限り、その効力を生じない（28条柱書）。本問でも、定款には、本件機械設備に関する記載がなかったのであるから、当該契約は無効である。</p> <p>2 設問（1）については、当該契約が無効である以上、当該契約の効果が甲会社に帰属することはないので、Xは、甲会社に対しその代金の支払いを請求することはできない。</p> <p>3 設問（2）についても、当該契約が無効である以上、当該契約の効果が甲会社に帰属することはないので、甲会社は、Xに対し本件機械設備の引渡しを請求することはできない。もっとも、甲会社が当該契約を追認できれば、甲会社は、本件機械設備の引渡しを請求することができる。そこで、無効な財産引受けを甲会社が追認することができるかが問題となるが、否定すべきである。追認を肯定すると、定款に記載して検査役の調査を要するという厳格な規制を免れさせることになるし、検査役の調査という外部的・客観的調査は、成立後の会社の内部的手続で代替できないからである。よって、追認しても、甲会社は、引渡しを請求することができない。</p>

第2問 答案用紙 (企業法)

(注) 解答は、この答案用紙1枚で行うこと。

問1	<p>1 会社法120条1項は、利益供与を禁止しているが、乙会社の取締役Bは、これに違反して株主Cに500万円を供与している。</p> <p>2 この場合、第1に、供与を受けた株主Cは、乙会社に対し500万円を返還する義務を負う(120条3項)。そこで、代表取締役Aは、乙会社を代表して(349条4項)Cに対し500万円の返還を請求することができる。</p> <p>これにCが応じない場合、Aは、乙会社を代表して、Cに対する返還の訴えを提起することができる。</p> <p>3 第2に、利益を供与した取締役Bは、乙会社に対し500万円を支払う義務を負う(無過失責任。120条4項ただし書)。そこで、代表取締役Aは、乙会社を代表して(349条4項)Bに対し500万円の支払いを請求することができる。</p> <p>これにBが応じない場合、乙会社は監査役設置会社(2条9号)であるから、代表取締役Aではなく、監査役Dが乙会社を代表して、Bに対する支払いの訴えを提起することになる(386条1項)。取締役同士の馴れ合い訴訟を防止する趣旨である。</p>
問2	<p>1 B・Cに対する責任(120条4項・3項)の追及は、乙会社の財産を回復するために認められているのであるから、本来は乙会社が自ら行うべきであるが、設問のように乙会社が財産を回復する措置をとらない場合もある。そこで、株主Xには、B・Cの責任を追及し、乙会社の財産を回復させる措置をとることが認められている。</p> <p>2 すなわち、Xは、乙会社に対し、BとCに対する責任追及の訴えを提起するよう請求し(847条1項)乙会社が60日以内に訴えを提起しない場合は、自ら責任追及の訴えを提起することができる(株主代表訴訟。同3項)。もっとも、当該期間の経過によって乙会社に回復することができない損害が生じる場合は、直ちに株主代表訴訟を提起することができる(同5項)。そして、乙会社は、公開会社でない株式会社であり、かつ、単元株制度を採用していないから、Xは、株式の保有期間(847条2項)や持株数(847条1項かつこ書)にかかわらず、B・Cの責任を追及する措置をとることができる。</p>